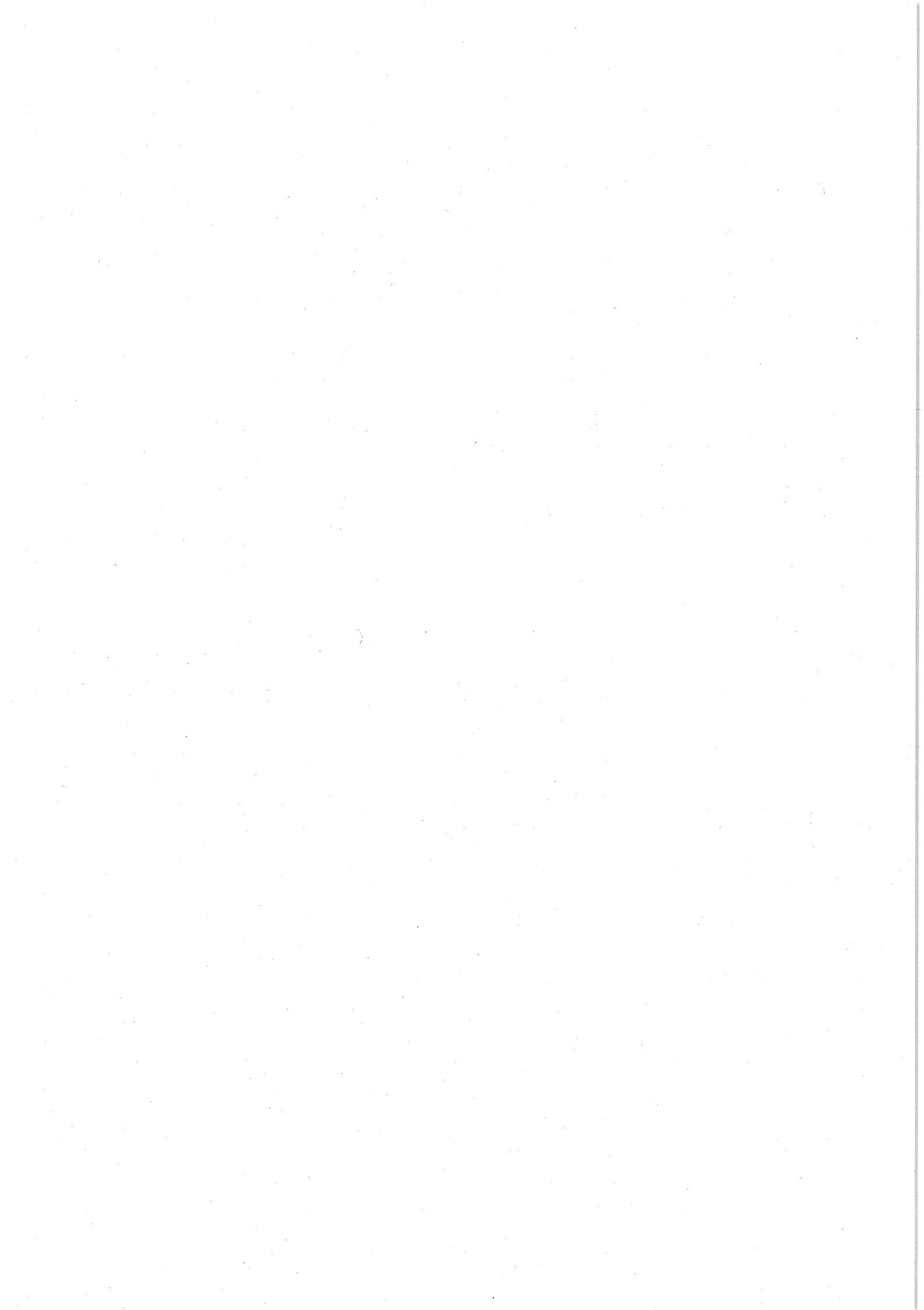


平成29年度

社会福祉法人中津川市社会福祉協議会

事業計画書

社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会



法人理念

高齢者も障がいのある人も子どもも、すべての住民が支え合いながら健康で、生きがいをもち「誰もが住み続けたいと思える地域の実現」をめざします。

— 重点目標 —

人口減少や少子高齢化の進展などにより、福祉課題は深刻化・複雑化しています。

中津川市社会福祉協議会は、中津川市における地域福祉の中核組織として、地域の支え合い・助け合いの輪を広げ、法人理念の具現化をめざすため、つぎの項目を重点目標として取り組みます。

1. 社会福祉法人制度改革に沿った経営基盤の強化を図ります。
2. 新たな拠点として山口支所の体制整備を図ります。
3. 新たに市内北部における地域包括支援事業に取り組みます。
4. 障害福祉サービスのさらなる充実を図るため、「障がい者就労継続支援事業所つけち」の整備について検討を行います。

平成29年度 中津川市社会福祉協議会 事業計画（案）

1 法人運営事業

※資金収支予算書P3参照

地域住民の代表者などから組織される理事会および評議員会で、地域福祉の推進のために積極的な協議を行うとともに、基盤強化や職員の資質向上のための企画・立案、会計などの事務を行うことにより、当会のよりよい経営を行います。

1. 理事会・評議員会の開催

昨年度は、社会福祉法人制度改革に対応した定款および各種規程や組織体制の再構築を行った。それらをふまえ、運営の適正化を図る。新たに選任された理事・監事・評議員により積極的な意見交換ができるような会議や研修などの運営を行う。また、会長及び常務理事の職務の執行状況を理事会に報告する機会を設け、役員のみなさんに社協についてよりいっそうの理解を深めていただける取り組みを行う。

2. 社協発展強化計画推進事業

第2期社協発展強化計画（平成29～33年度）推進の初年度ということで、さらなる組織の基盤強化と効率化を図るための取り組みを実施する。

3. 職員資質向上研修事業

当会独自のキャリアパスを示し、全職員が勤務年数や役職に応じた研修を受けられるような仕組みをつくる。また、当会職員として身につけておくべき、知識や技術などを学ぶ研修や各事業別にスキルアップ研修を行い、職場全体で資質向上を図る。（県社協主催の社協職員研修、社協職員資質向上研修、各種事業担当職員研修などへの参加）

4. 職員の福祉専門資格取得奨励事業

職員の国家資格等（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員・防災士）の取得費用の助成などを行い、福祉専門職の育成を推進する。

5. 法人制度改革にともなう適正運営事業

社会福祉法人制度改革にともなう社会福祉法の改正に対応した法人運営を行うための、定款および各種規程などの確実な運用と役員・職員への周知徹底を行う。

6. 社協防災対策事業

災害時における組織体制や対応の方針を示した「中津川市社会福祉協議会災害時行動基本方針」に基づき、具体的対応や備蓄品の整備などについての検討を行うとともに、実践的な防災訓練を行う。

7. 社会貢献活動推進事業

一企業として社会貢献活動推進のために全職員が地域イベントなどでのボランティア参加の企画とその働きかけを行う。

8. 福祉イベント参加・協力事業

中津川市主催の「健康福祉まつり」などの福祉関係イベントへの参加・協力を行う。また、当会の事業を紹介するブース出展を行い、地域住民へのPR活動を行う。

9. 実習生の受入れ

市内在住、出身の学生などを対象にホームヘルパーや介護福祉士、社会福祉士資格を取得するために必要な現場実習機関として受け入れを行い、福祉の人材育成のために積極的な協力を行う。

10. 社会福祉大会の開催

第27回中津川市社会福祉大会を開催し、福祉功労者の顕彰と福祉への住民参加促進のための広報啓発を行う。

2 地域福祉事業

※資金収支予算書P5参照

住民主体による地域福祉活動を推進するために「第2期中津川市地域福祉活動計画」を基に住民との協働による企画立案や相談助言を行います。

1. 会費の募集

地域福祉活動の財源確保に向けて、地域福祉への理解を深めるための広報を行い、地域住民や法人・事業所に社協会費への協力を依頼する。

2. 地域福祉活動計画推進事業

地域住民主体の第2期地域福祉活動計画の進捗管理を行う。

3. 支部社協連絡協議会（地区社協連絡協議会）の開催

第2期地域福祉活動計画の進捗状況の報告や、社協支部（地区社協）の事例発表・意見交換を行い、地域福祉活動のあり方について研修や協議を行う。

4. 社協支部（地区社協）基本事業

社会福祉会費を活用することにより、市内全域で、子どもから高齢者まで誰もが関わる地域福祉活動を実施し、「誰もが住み続けたいと思える地域の実現」をめざす。（社協15支部で実施）各事業内で1つ以上の事業を、各支部で実施する。

（1）子育て支援事業

地域における育児支援を目的とした「子育てサロン」や、子どもの健全育成を目的とした「子ども地域ボランティア体験」、地域行事を通じて健全育成を行う「子ども健全育成事業」を、各社協支部で選択して実施する。

（2）広報啓発事業

地域住民に社協支部（地区社協）事業への理解と協力を得ることを目的に社協支部ごとに「社協支部だより」を発行する。

（3）高齢者地域交流支援事業

ひとり暮らし高齢者の見守りなどを目的とした会食や配食による「ひとり暮らし高齢者ふれあい食事交流」や地域の高齢者の仲間づくりや閉じこもり予防を目的とした「高齢者ふれあいサロン」を実施する。

（4）支部（地区社協）基盤強化事業

社協支部から地区社会福祉推進協議会へと名称変更することにより、地域住民への周知と、組織体制の見直し（規約改正など）を行うことで、より基盤強化を図る
地域福祉推進員の研修を行うことで地域の見守り活動を強化する体制づくりを行う。

(5) 地域生活あんしん対策事業

子どもや高齢者などが地域で安心して生活できる地域づくりを目的に、地域の関係機関や団体と協働し、要援護者への防犯・見守り活動及び要援護者への防災啓発活動を実施する。

(6) 歳末事業

歳末時におけるひとり暮らし高齢者の見守りを目的に会食あるいは配食による「ひとり暮らし高齢者歳末ふれあい食事交流会」を実施する。

5. 社協支部(地区社協)サロンモデル事業

子育てサロン、高齢者サロン、障がい者サロン等、住民主体で行う地域交流の場の活性化と、新規立ち上げを目的とし、相談・助言、情報提供、助成を実施する。

6. 社協支部(地区社協)自主事業

社協支部(地区社協)が主体となり、それぞれの地域性や実情に応じて特色ある福祉活動を社協支部(地区社協)ごとに実施する。

7. 社協支部(地区社協)支援事業

社協支部(地区社協)の活動が、住民主体で円滑に推進できるように、各社協支部(地区社協)との連携強化と備品整備などを行う。

8. 企業との連携強化事業

「社協メールニュース」の配信、各種「福祉出前講座」の実施やイベントへの協力により、市内の企業・法人・事業所で働くみなさんに社協活動や地域福祉の理解を深める。

9. 区長会連合会福祉活動助成事業

区長会連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

10. 民児協連合会福祉活動助成事業

民生委員児童委員協議会連合会と協力し、地域福祉活動の推進を図るために助成を行う。

3 共同募金配分事業

※資金収支予算書P6参照

共同募金を活用し、福祉ニーズに応じた独自性のある福祉活動や福祉の広報啓発、福祉育成、ボランティア活動の推進を行います。

1. 高齢者福祉活動

地域の高齢者を対象とした福祉活動を実施する。

① 広報紙「ふれあい通信」発行事業

ひとり暮らし高齢者などに暮らしに関する情報や福祉サービスなどの情報提供と定期的な見守り活動を目的に情報紙「ふれあい通信」を年6回発行する。

② 在宅介護用品貸出事業

リ 車イスの一時的な貸し出しを行う。

2. 障がい児者福祉活動

地域の障がい児・者を対象に福祉活動を実施する。

① 点字カレンダー贈呈事業

点字カレンダーを作成し、視覚障がい者等へ贈呈する。

② 視覚障がい者外出サポートボランティア活動事業

視覚障がい者の方へ外出サポートボランティアを派遣する。

③ 障がい者社会参加支援事業

精神障がい者や、引きこもりがちな方等を対象とし、社会参加と仲間づくりを目的に、気軽に集まれる場所としてサロンを定期的に開催する。

④ 障がい者家族懇談会

当会の障がい者就労継続支援事業所の利用者家族を対象とした懇談会を開催し、当事者同士の交流と情報交換の機会を設け、障がい者の自立と社会参加を図る。

3. 児童・青少年福祉活動

地域の児童・青少年を対象とした福祉活動を実施する。

① 福祉推進校指定事業

福祉活動を通じて児童・生徒の「福祉の心」を育成することを目的に、市内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校（46校）を福祉推進校として指定し、助成を行う。
また、事業実施の成果として教頭会での事例発表会、活動事例集を関係団体へ配布を行う。

4. 広報啓発活動

地域住民へ向け、福祉推進のための広報啓発を行う。

①広報紙「社協だより」発行事業

社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報紙「社協だより」（年6回）を市内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布する。

②小冊子「わかりやすい社協」発行事業

社会福祉協議会の組織や役割、事業内容を紹介し、社協活動への理解を深めるための小冊子「わかりやすい社協」を発行する。

③インターネット活用事業

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行う。

5. 福祉育成・援助活動

地域住民を対象に福祉育成・援助活動を実施する。

①心配ごと相談事業

心配ごと相談所を開設し、心配ごと相談員（民生委員等）が地域住民の悩みごとに対して、相談・助言を行うことで福祉課題解決のための支援を行う。

②福祉人材育成事業

福祉への理解を深めることを目的に、イベント等の相談のあった住民や学校、企業などの主催団体と協力。イベントや事前学習にて福祉出前講座等を実施することで、福祉への理解を深める。

6. ボランティア活動推進事業

地域のボランティア活動推進を目的とした事業を実施する。

① ボランティア養成事業

市内の地域福祉の充実を目指し、支援を受けたい人（ニーズを把握）と、支援したい人（ボランティア）をつなぐ、ボランティアコーディネートの充実を図る。

② ボランティア交流事業

ボランティア団体の活動のさらなる充実を目的に、研修や情報交換を行うボランティア交流会、社協登録ボランティア団体代表者会議を開催する。また、「岐阜県ボランティアフェスティバル」に協力する。

③ ボランティア研修助成事業

登録ボランティア団体や登録ボランティア連絡協議会が行うスキルアップ研修、講習会などについて助成を行う。

④ ボランティア広報啓発事業

福祉ボランティアセンターの役割や登録ボランティア団体などの活動を広く市民に周知することを目的に、福祉イベントに参加し活動紹介を行う。

⑤ ボランティア活動用貸出機材整備事業

ボランティア団体活動に必要な機材を購入し、貸出をすることで継続的な活動の支援をする。

⑥ 地域災害ボランティア普及事業

各支部（地区社協）での「災害ボランティア体験事業」、「災害ボランティアセンター運営マニュアル実証訓練」等を実施し、災害時における福祉活動を広く周知し、大規模災害に備えて災害ボランティアの育成と、災害ボランティアセンターの運営準備を行う。

7. 歳末たすけあい事業

年末年始における要援護者支援を目的とした福祉事業を実施する。

① 歳末事業援助事業

歳末たすけあい募金配分金を市内福祉施設へ配分し、歳末の行事や利用者の援助を行う。

② 社協支部基本事業（歳末たすけあい配分金事業分）再掲

歳末たすけあい配分金事業として社協支部（地区社協）を中心とした福祉活動を実施する。

・ 地域生活あんしん対策事業 再掲

子どもや高齢者などが地域で安心して生活できる地域づくりを目的に、地域の関係機関や団体と協働し、要援護者への防犯・見守り活動及び要援護者への防災啓発活動を実施する。

・ 歳末事業再掲

歳末時におけるひとり暮らし高齢者の見守りを目的に会食あるいは配食による「ひとり暮らし高齢者歳末ふれあい食事交流会」を実施する。

4 一県社協・市受託事業

岐阜県社会福祉協議会および中津川市から生活困窮者への相談援助や権利擁護、在宅福祉事業などについて受託することにより、多種多様な福祉ニーズに対応し、重層的な福祉サービスを展開します。

1. 資金貸付事業（県社協受託事業）

※資金収支予算書P7参照

低所得世帯、高齢者、障がい者等の生活支援を目的に資金の貸付を行う。（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付）

2. 福祉サービス利用援助事業（県社協受託事業）

※資金収支予算書8参照

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常における金銭管理サービスを行う。

3. 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）

※資金収支予算書P9参照

生活困窮者自立支援法に基づき、さまざまな要因で生活に困窮している方に対し、自立相談支援事業等の支援を行うことで、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

4. 生活支援体制整備事業（市受託事業）

※資金収支予算書P10参照

生活支援コーディネーターを設置し、行政が主導で設置する協議体と連携しながら地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図る。市内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を引き続き推進する。

5. ファミリー・サポート・センター事業（市受託事業）

※資金収支予算書P11参照

育児や介護をしながらでも安心して働くことのできる環境づくりを目的に、会員登録（利用会員・サポート会員）を行い、地域の相互援助活動の連絡調整を行う。

6. 集中型一般高齢者介護予防事業（市受託事業）

※資金収支予算書P12参照

要介護認定を受けていない在宅高齢者を対象に通所による健康づくりや介護予防、生きがいづくりを行う。通称:あんきなクラブ。坂下、加子母、付知、福岡、蛭川、山口支所で実施。

7. 福祉センター管理運営事業（市受託事業）

※資金収支予算書P13参照

落合地域福祉センター、坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理運営を行う。

8. 在宅介護支援センター事業（市受託事業）

※資金収支予算書P15参照

在宅の介護者やその家族等からの介護に関する相談に応じて、必要な保健、福祉サービスが受けられるよう連絡調整を行う。高齢者実態把握や介護予防教室、認知症家族の会を実施する。山口支所に設置。

9. 移送サービス事業（市受託事業）

※資金収支予算書P16参照

福祉車両による通院の移送を行う。坂下、加子母、福岡、山口支所で実施。

10. 配食サービス事業（市受託事業）

※資金収支予算書P17参照

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯を対象に食生活の支援と安否確認を目的に夕食の配達を行う。坂下、加子母、付知、福岡、山口支所で実施。

11. 地域包括支援センター事業（市受託事業）

※資金収支予算書P18参照

地域の高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。坂下、加子母、付知、福岡、蛭川で実施。（山口については在宅介護支援センター）

5 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービス事業を展開し、地域の障がい者の自立と社会参加のための支援を行います。

1. 障がい者居宅介護事業（障害福祉サービス事業）

※資金収支予算書P19参照

付知支所を拠点とし、福岡支所・蛭川支所をサテライト拠点として実施。
障害者総合支援法による身体障がい、知的障がい、精神障がい者の訪問介護を行う。

2. 障がい者就労継続支援事業（障害福祉サービス事業）

※資金収支予算書P20参照

地域の障がい者に就労や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に必要な知識や能力を高め、その能力に応じた社会参加の支援を目的に、障害者総合支援法による「障がい者就労継続支援事業所」の運営を行う。手賀野事業所と坂下事業所を拠点とし加子母・付知・福岡をサテライト事業所とし、計5か所で市内の障がい者の就労支援を行う。

3. 障がい者相談支援事業（障害福祉サービス事業）

※資金収支予算書P21参照

障がい者やその家族が地域で安心して快適な生活を送るために、日常生活や社会生活などの様々な相談援助や情報提供、障害福祉サービス等利用支援を行うことを目的に、障害者総合支援法による「指定特定相談支援事業所」の運営を行う。

6 介護保険事業

利用者の求めるサービスを把握し、認知症や介護予防など地域包括ケアシステムを見据えた事業を展開する。

1. 通所介護事業（介護保険事業）

※資金収支予算書P22参照

通所により、入浴、食事、レクリエーションなどの日中の介護や生きがいづくりを行う通所介護事業所（デイサービスセンター）を運営する。坂下、川上（坂下サテライト）、加子母、付知、福岡、蛭川、山口に事業所を設置。加子母事業所ではお泊りデイサービスを行う。

2. 訪問介護事業（介護保険事業）

※資金収支予算書P23参照

付知支所を拠点とし、市内全域でサービスを実施。
訪問介護員（ホームヘルパー）が、高齢者宅で食事、入浴、排せつの介助や家事、生活上の援助を行う。

3. 短期入所生活介護事業（介護保険事業）

※資金収支予算書P24参照

短期間入所して、入浴、排泄、食事等の介護を行い、介護者の負担軽減等を図ることを目的に短期入所生活介護（ショートステイ）事業所を運営する。蛭川に事業所を設置。

7ー公益事業

地域の公益的活動の視点を持ちながら、地域包括支援をめざした事業展開を行います。

1. 訪問看護ステーション事業（介護保険事業）

※資金収支予算書P26参照

疾患等を抱えている人について、主治医の指示書のもとに看護師が訪問し、療養上の世話や診療の補佐を行う。福岡に事業所を設置。

2. 居宅介護支援事業（介護保険事業）

※資金収支予算書P27参照

介護（介護予防）サービスを利用するための「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」の作成と各介護サービス事業所等との連絡調整を行う。本所、坂下、付知、福岡、蛭川、加子母、山口の7事業所を設置。また、介護予防については市からの受託事業。

3. 介護タクシー事業

※資金収支予算書P28参照

要介護者、要支援者、障がい者等一人では移動や公共交通機関の利用が困難な方が病院等の移送手段の確保のためタクシー事業を行う。山口支所で実施。

8ー収益事業

収益を目的とした事業を展開することで、自主財源を確保し、その収益金を地域の社会福祉事業に還元します。

婚礼衣装貸出事業

※資金収支予算書P29参照

ウェディングドレス等婚礼衣装の貸出しを行い、その収益を活用し、地域福祉事業の充実を図る。福岡に事業所を設置。